

25年4月の法改正は、就業規則見直しの絶好のタイミング！！

# 労務トラブルに強い 就業規則に変える！

退職トラブル、情報流出、メンタル不全・・・近頃急増しているこれら労務管理上のトラブルへの対策がまだとられていない就業規則。そのうえ、長年見直しをしていない、逆に修正を重ねて体裁が悪くなっているなど。このような「まずい状態」の就業規則をしばしばお見掛けしますが、御社の就業規則は大丈夫ですか？

平成25年4月は、高年齢者雇用安定法、労働契約法他大きな法改正があります。この絶好の機会を使い、もちろん法律にもきちんと対応した労務トラブルに強い就業規則に変えることを、今回のセミナーでご提案します。

【開催日】 平成25年2月12日（火） 13:30~16:00  
平成25年3月 1日（金） 13:30~16:00

同内容です。ご都合の良いほうにご参加ください。

【会場】 浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,250円（顧問先様 無料）

【定員】 各回20名様（申込順）

（同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】 西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2

TEL: 053-436-1033 FAX: 053-436-1138

HP: <http://www.seienroumu.com>



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー  
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

## 【主なセミナー内容】

- まず、就業規則の基本と役割をおさえる
  - 会社にとっての就業規則とは
  - 社員にとっての就業規則とは
  - 管理職にとっての就業規則とは
- 最近の法改正を再確認。自社の就業規則は今のままで大丈夫？
  - 高年齢者雇用安定法、労働契約法、育児介護休業法
- ここだけの話。役所の調査ではココを見る
- 今の時代（変化）に対応した就業規則とは
  - 精神疾患対応、コミュニケーション不足、パソコンと情報保護
- 予想される労務トラブル（問題社員）への対応策で、「労務トラブルに強い就業規則」に変える！
  - 退職を申し出た社員が、ろくに引継ぎもしないまま退職日まで有休を消化
  - 入社間もないのに「うつ病」の診断書を持って、休職を希望してきた
  - 営業社員には営業手当を支払っていたので残業代を払ってこなかったのだが、監督署に駆け込まれた！
  - 社員が、インターネットや電子メールを私的に利用している
- 「労務トラブル強い就業規則」を活用していくためのポイント
  - 堂々と見せられる就業規則をつくる
  - 従業員代表の選出の仕方
  - 管理職や社員への周知の仕方

## 西遠労務協会のセミナー

※これをモットーにしています

- 役立つ内容であること
- とにかくわかりやすいこと
- 豊富な事例

（裏面もご覧ください↓）

## H24. 6月開催「就業規則セミナー」参加者様よりいただいたお言葉

- 当社は今現在に合った内容、現代の問題を盛り込んだ事例をふまえた内容の就業規則の見直しを検討しているところです。2時間のセミナーは内容が濃く時間がアツという間でした。就業規則の内容は先回りして文面として記載する重要性を感じました。ありがとうございました。
- 現在の当社の就業規則で十分な点、不十分な点が理解できました。
- 大変分かりやすく、会社側に立った説明で参考になりました。
- 最近、社員が増えてきて、昔の常識とか暗黙の・・・が効かなくなっている事を感じてきています。何となく手つかず、ふれないようにしてきましたがそろそろ本気に対応しなければと思い参加しました。自分自身も勉強して見直しをしたいと感じました。とても参考になりました。ありがとうございました。
- 長年変わっていない就業規則を見て、いつか変えなければと思いつつ、手が付けられないでいましたが、セミナーを受け早速手直ししていきたいと思います。
- トラブルの具体例を紹介していただき、理解が深まりました。
- 昔と現代の背景の違いを反映させる重要性が理解できた。会社と従業員お互いの立場での見解が良く理解できた。
- 就業規則の重要性が理解できました。自己主張の強い社員に対する対応が勉強になりました。
- 参考書式もあり、詳しく分かりやすく理解することができました。事例も交えながらのお話はとても楽しく聞くことが出来ました。今後就業規則等作り直すときに参考にさせていただきたいと思います。
- 就業規則を一度見直ししてとっている矢先だったので、大変参考になりました。コンピュータの時代になってどこまでが守秘するのか、又言っただけで秘密が守れるのか、どこまでがボーダーラインとするのか、なかなか就業規則を見直すのも容易でないと思われます。大変有意義な時間でありました。
- 時代の変化、社員の意識の変化に応じるというのは最近実感することが多い。規則化が必要とされると感じた。



### ➡ 講師より

仕事柄、労務トラブルの場面によく出くわします。膨大な数の会社の中から自ら選び、縁あって入社したにもかかわらず、「自分は間違っていない、おかしいのは会社」と言わんばかりに権利を主張する、時には親をも巻き込んで、実際そんな社員もいるのです。つまり、常識が通用しないのです。そして、そんなときこそ！『就業規則』が真価を発揮します。

『労務トラブルに強い就業規則』とは、会社を守る為の文章でガチガチに固め、いざというとき相手に見せつけ、これでどうだ！と相手を押さえつけるようなものではありません。『労務トラブルに強い就業規則』とは、会社が考える社員のあるべき姿を文章にし、社員にしっかり伝える、それによって、まず、いらぬ労務トラブルを防ぐ。そしてそれでも起こってしまった労務トラブルには、「うち是这样考える、うちではこうなっている」と、その判断基準をハッキリキッパリ見せられる、そういう就業規則なのです。西遠労務協会は、法改正が重なった今こそ、御社の就業規則を『労務トラブルに強い就業規則』に変える絶好のチャンスだと考えます。

## ■ セミナーのお申込方法

別紙「参加申込書」にご記入のうえ、今すぐFAXでお申し込みください。  
折り返し、参加証、会場案内図、請求書をお送りいたします。

《主催・申込先》

西遠労務協会 <http://www.seienroumu.com>  
〒433-8105 浜松市北区三方原町 314-2 TEL:053-436-1033 FAX:053-436-1138